

平成 30 年度前期中間試験の注意事項

試験が行われる教室及び座席番号は、当日の朝(8:30頃)に、以下の場所に掲示いたします。

- 3号館1階(104講義室後方)
- 学生会館2階掲示板
- 学生センター前(1講目の試験のみ)
- **小樽商科大学ホームページ「教務情報」**(インターネット上でも座席表を掲載いたします。)

通常授業が行われる教室とは別の教室で行われる場合もあります。また、履修者の多い科目は複数の教室に分かれて行われます。

なお、**座席が決められています**ので、掲示された座席番号と同じ番号札(またはシール)がある机に着席してください。

※ 試験を受けるには**学生証が必要**です。

試験の受験にかかる注意事項

前期中間・期末試験、後期中間・期末試験及びそれに準ずる試験を受験する際は、以下の注意事項を厳守し、自己の不利益とならないようにすること。

1. 指定された席に着くこと（試験開始5分前には着席していること）。
随時行う試験では、席を指定しないこともある。
2. 学生証の携帯がなければ受験できない。（座席の受験番号横に置くこと）。
3. 試験時刻に遅れた者は、原則として、受験できない。ただし、やむを得ない事情により遅れてきた者で試験開始20分以内の場合は、監督者の判断において受験の可否を決める。
4. 試験開始20分以内は、退場できない。
5. 試験終了10分前以後は、退場できない。
6. 持込みを禁止された試験においては、教科書、参考書、ノート等の所持品はすべて鞆の中にしまうこと。それらを机の中や上着等のポケットの中に入れることを禁止する。
7. 持込みを許可された試験においては、それらの貸借を禁止する。
8. 携帯電話等、全ての電子機器の電源を切って鞆の中にしまうこと。これらを時計として利用することはできない。また、時計は時計機能だけのものしか使用できない。
9. 試験場において、私語その他いやしくも不正行為の疑惑を招くような行為を禁止する。
10. 上記6から9の禁止事項を行った場合は不正行為とみなす。
11. 試験中の不正行為については、学則に照らし厳重に処分されるので厳正な態度で受験すること。さらに、不正行為を行った者に対しては、その学期に履修した科目の全ての単位が認定されない。したがって、在学期間が1年以上延期することもある。
12. 答案は、必ず提出し、これを持ち帰ってはならない。
13. その他試験場内において、監督者の指示に従わない場合は退場させる。
14. 履修登録していない科目についての受験は認められない。
15. 追試験（科目試験に欠席したものに対して、改めて行う試験）は原則として行わない。ただし、病気その他やむを得ない事情により定期試験を受験することができなかった場合は、事由を証明する書類を添付の上で「定期試験欠席届」を提出することができる。その場合、授業担当教員が必要と認めた時に限り代替措置が講じられることがある。
16. 不合格となった科目の再試験は一切行わない。